建築基準法に基づく定期報告等の未提出者への対応について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：都市整備部住宅建築局建築指導室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　建築基準法第12条に基づく定期報告  (1) 概要  　・建築基準法第12条に基づく定期報告（以下「定期報告」という。）は、既存建築物の安全性を確保するため、一定規模以上の建築物等（特定建築物、建築設備、防火設備並びに昇降機及び遊戯施設の４区分）の所有者等は、定期的に維持管理の状況を有資格者によって調査・検査し、特定行政庁への報告が義務付けられている。  ・府が所管する26市町村における定期報告業務（案内書発送、報告受付、督促状発送）は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「センター」という。）に委託している。  (2) 府所管分の報告実績  ・報告件数及び未提出件数等は下表のとおり。  (3) 府所管分における未提出者への対応  　 ア 督促事務  ・マニュアルや業務フローに基づき、毎年12月25日の報告期日を過ぎてから、未提出者の名簿を作成の上、２月初めにセンターから督促状を１回発送。文面には、早急にセンターを経由し知事あてに報告書を提出すること、未提出の場合は罰金を科せられることがあることを記載している。  イ 未提出者への報告指導と原因分析  ・定期報告が２回以上にわたって提出されていない長期未提出者への対応は、特に長期となっている未提出施設を抽出し、防災査察（年４件）における現地調査で個別に施設所有者等へ報告指導を実施している。  ・防災査察の際に行うヒアリングでは、未提出の原因は「報告義務の認識不足」や「提出忘れ」との回答が多いことから、今後も定期報告制度の周知啓発を行うとしている。  　※防災査察：国土交通省が年２回定める建築物防災週間における重点的な取組として、防災査察の実施があげられており、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員が現地調査をして必要な指導を実施するもの。  (4) 今後の取組  　 ・防災査察を行う施設の抽出基準に「未提出期間の年数が長い施設」を優先することを加えるとともに、督促状の文面を工夫し提出を促進する方法を検討していく。  ２　建築士法第23条の６に基づく設計等の業務に関する報告   1. 概要   ・建築士事務所の情報開示のため建築士法が改正され、平成19年から、建築士法第23条の６に基づく設計等の業務に関する報告（以下「業務に関する報告」という。）として、建築士事務所の開設者は、事業年度経過後３か月以内に知事へ提出することが義務付けられた。  ・報告書の受理、督促及び閲覧事務は一般社団法人大阪府建築士事務所協会（以下「協会」という。）に委託している。   1. 報告実績   ・提出件数及び未提出件数等は下表のとおり。     1. 未提出者への対応   ア 督促事務  ・協会は、事務取扱要領に基づき事業年度経過後３か月を経過しても未提出である建築士事務所に対して、督促状を１回発送している。文面には、至急提出すること、未提出の場合は監督処分等の対象になることがある旨を記載している。  　※監督処分（建築士法第26条第２項に基づく戒告、閉鎖又は登録の取消し）  イ 未提出の原因分析  ・未提出の原因について、個別のヒアリングは実施していないが、提出率が90％前後のため、提出制度の認知はされているものの提出に係る必要性の認識が不十分であるためと考えている。  ・未提出者は、委託先の協会で把握しており、府は協会からの報告で未提出件数及び督促件数を把握している。  　ウ 長期未提出者  ・事業年度ごとに督促状を協会から送付しているが、２か年以上提出されていない長期未提出者は把握していない。   1. 今後の取組   ・督促状の内容について、より提出を促す文言への見直しを検討していく。 | １　建築基準法に基づく定期報告の未提出者への対応は、督促状をセンターから１回発送し、年４件実施している防災査察において個別に所有者等へ報告指導を実施しているのみであり、未提出者への対応が十分に実施されているとはいえない。  ２　建築士法に基づく業務に関する報告における未提出者への対応は、督促状を協会から１回発送しているのみであり、また２か年以上にわたって提出されていない未提出者について把握していないなど、未提出者への対応が十分に実施されているとはいえない。 | １　未提出者について、２回以上にわたって提出されていない長期未提出者への対応を委託契約に加えることや、未提出期間に応じて電話督促し提出を促すことなど、未提出者を減少させる取組を実施されたい。  ２　２か年以上にわたって提出されていない未提出者を把握するとともに、長期未提出者への対応を委託契約に加えることや、未提出期間に応じて電話督促し提出を促すことなど、未提出者を減少させる取組を実施されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和６年８月２日、事務局：令和６年６月３日から同月26日まで）